

【明石市水道事業管理者への要求書】

2006年9月28日

自治労明石市水道労働組合

2006年度賃金・職場改善等に関する要求書

貴職におかれましては、住民の生活に欠かすことのできない地方公営企業の事業推進に日夜努力されていることに対して心より敬意を表します。

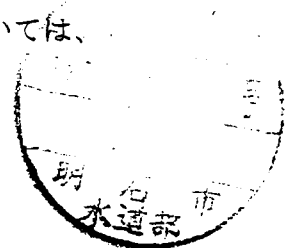
さて、私たち明石市水道労働組合に結集する組合員は、公共の福祉の向上、「住民のための公営企業の確立」に向けて取り組みを進めてきました。しかしながら、「効率・採算」を優先に「企業努力・行政改革」という名のもとに、人員削減や民間委託等が進められています。こうした住民サービスの低下についての方策には賛成できません。

水道事業も大変厳しい状況のときこそ、労使の協議と信頼が重要です。

つきましては、厚生労働省の「公有公営が原則である」という考えに基づき、行政が責任を持って水道事業を運営することを基本に、住民のための公営企業の確立と関係労働者が定年まで健康で快適に働き続けられる条件づくりにむけ、下記のとおり要求します。なお、誠意ある文書回答を要請します。

記

1. 住民要望に適切に対応するため、業務を見直し、その業務量に見合った配置を行うこと。また、退職、職種変更等により欠員が生じる場合は、正規職員で補充すること。
2. 第三者委託に道を開く水道法改正を口実にした安上がり・責任逃れの委託を行わず、直営で公的責任を果たすこと。また、現在委託を行っている事業については、



委託の是非について事業の見直しを行うこと。

3. 労働組合法および地公労法の定めにより、公営企業労働者に認められている労働協約締結権に基づき、すべての確認事項は書面により協定すること。
4. 来年度の人員配置について、協約を締結すること。(臨職を含む)
5. 明石市水道事業経営改善実施計画並びに明石市行政改革実施計画において挙げられている諸課題について、事前協議制を充分徹底すること。また、協議事項については、組合と合意に達するまでは実施しないこと。
6. 危機管理にかかわる予算を措置すること。
7. 災害時における職員の出勤計画を定め、周知徹底を図ること。
8. 企業(一表)の中高年層の改善をはかるため5級年限昇格を実施すること。
9. 企業(二表)の中高年層の改善をはかるため5級年限昇格を実施すること。
10. 企業(二表)の中途入職者の賃金は18歳標準入職を基準とし、完全在職者調整を行うこと。
11. センター長・副場長の処遇を改善すること。
12. 交替制職場での連続休暇制度が確保できるように交替勤務体制の充実を行うこと。
13. 施設の改善等に関することについては、別途協議すること。